

野生鳥獣の肉における放射性物質の測定結果について
 (令和5年度第3報)

丸森町で採取されたイノシシの肉について、国の基準値(100ベクレル/kg)を超える放射性セシウムが検出されました。

基準値を超えた地域においては、イノシシ肉を食用として摂取することを控える等、引き続き慎重に対応いただきますようお願いいたします。

なお、ツキノワグマ肉及びイノシシ肉については、平成24年6月25日付けで、県内全域を対象に国から出荷制限指示が出されており、現在も継続しております。

また、ニホンジカ肉については、平成29年12月13日付けで県内全域を対象に国から出荷制限指示が出されており、現在も継続していますが、県の管理下において全頭検査を行い、放射性セシウムの検査結果が国の基準値を超えないものに限って出荷制限が一部解除されております。

1 測定結果

(単位:ベクレル/kg)

鳥獣名	捕獲場所 (鳥獣保護区等位置図 表記地区)	放射性セシウム		捕獲 年月日	測定日
		測定値	食品衛生法の規定に基づく放射性物質の基準値		
ツキノワグマ	白石市 小原字八山	54.7	100	R5.6.26	R5.7.19
イノシシ	川崎町 本砂金	39.8		R5.6.18	
	川崎町 支倉	47.7		R5.6.25	
	七ヶ宿町 湯原	12.1		R5.6.28	
	丸森町 越田	163		R5.6.29	
	亘理町 吉田	不検出		R5.6.23	
ニホンジカ	気仙沼市 内松川	39.9		R5.6.18	
	気仙沼市 本吉町柳沢	9.6		R5.7.3	
	気仙沼市 本吉町府中	不検出		R5.7.13	
	登米市 津山町柳津	不検出		R5.7.7	

※ 次のURLから、野生鳥獣肉に係るこれまでの検査結果が確認できます。
<https://www.r-info-miyagi.jp/r-info/archive/> (みやぎ原子力情報ステーション)

2 測定年月日

令和5年7月19日

3 検査機関及び検査機器

株式会社 理研分析センター
 ゲルマニウム半導体検出器

4 検出下限値

7.22 ~ 9.80 ベクレル/kg

(参考)

(1) 不検出

放射性物質の濃度が、検出下限値に満たないことを指します。

(2) 検出下限値

当該測定機器で検出できる放射性物質濃度の最小の値を示し、測定ごとに異なります。

なお、測定値及び検出下限値は、セシウム134及びセシウム137それぞれの値を

合算した値であり，測定の結果によりセシウム 134 又はセシウム 137 のどちらかが不検出の場合などでは，測定値が検出下限値を下回ることがあります。